

令和8年度国民健康保険税等を改正(引き下げ)しました

6月定例議会で国民健康保険税(国保税)の一部改正が可決されました。また、今年度より子ども・子育て支援金が導入されました。これは、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などの子ども・子育ての支援制度に充てるもので、全ての世代の方に支援金を負担いただくものです。

国保税は相互扶助の精神のもとに私たちの健康の保持・増進を確保する重要な制度です。病気やケガをした時に医療費の負担が軽減され、安心して医療を受けられるよう、加入者、国や県、村が負担をして運営しています。

国民健康保険税 税率等改正内容

区分	課税対象	医療分			支援分			介護分			子ども・子育て支援分		
		改正前	改正後	増減	改正前	改正後	増減	改正前	改正後	増減	改正前	改正後	増減
		R7	R8		R7	R8		R7	R8		R7	R8	
所得割	前年中の総所得金額から43万円を差し引いた額	7.90%	7.34%	↓	2.90%	2.77%	↓	2.40%	2.36%	↓	—	0.30%	↑
均等割	被保険者1人につき	28,500円	28,500円	→	10,000円	10,000円	→	10,500円	10,500円	→	—	1,300円	↑
平等割	1世帯につき(特定世帯以外)	23,000円	23,000円	→	8,000円	8,000円	→	6,000円	6,000円	→	—	800円	↑
	1世帯につき(特定世帯)	11,500円	11,500円	→	4,000円	4,000円	→				—	400円	↑
	1世帯につき(特定継続世帯)	17,250円	17,250円	→	6,000円	6,000円	→				—	600円	↑
課税限度額		660,000円	670,000円	↑	260,000円	260,000円	→	170,000円	170,000円	→	—	30,000円	↑

※**特定世帯**:これまで国民健康保険被保険者であったものが、後期高齢者医療保険に移行したことにより、同一世帯の他の国民健康保険被保険者が一人だけとなる世帯で、かつ、国民健康保険の資格を喪失した日の属する月(以下「特定月」)以後5年を経過する月までの間にある世帯。

※**特定継続世帯**:これまで国民健康保険被保険者であったものが、後期高齢者医療保険に移行したことにより、同一世帯の他の国民健康保険被保険者が一人だけとなる世帯で、かつ、特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にある世帯。

■ ご存じですか?国保税の軽減制度

国保税には、前年の所得が一定基準以下の場合、均等割額及び平等割額の7割、5割、2割が軽減される制度があります。軽減の内容は次のとおりです。

令和8年度国民健康保険税 軽減額

世帯種別	均等割軽減額 (1人あたりの軽減額)				平等割軽減額 (1世帯あたりの軽減額)				
	医療分	支援分	介護分	子ども・子育て支援分	医療分	支援分	介護分	子ども・子育て支援分	
7割軽減世帯 合計所得額<43万円+10万円 (給与取得者の人数-1)>	特定世帯以外				16,100円	5,600円		560円	
	特定世帯	19,950円	7,000円	7,350円	910円	8,050円	2,800円	4,200円	280円
	特定継続世帯					12,075円	4,200円		420円
5割軽減世帯 合計所得額<43万円+31万円 (給与取得者の人数-1)>	特定世帯以外				11,500円	4,000円		400円	
	特定世帯	14,250円	5,000円	5,250円	650円	5,750円	2,000円	3,000円	200円
	特定継続世帯					8,625円	3,000円		300円
2割軽減世帯 合計所得額<43万円+57万円× (給与取得者の人数-1)>	特定世帯以外				4,600円	1,600円		160円	
	特定世帯	5,700円	2,000円	2,100円	260円	2,300円	800円	1,200円	80円
	特定継続世帯					3,450円	1,200円		120円

問 住民課税係 ☎0244-42-1615

今年度から課税を再開します

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

東日本大震災に伴う原発事故の被災世帯は、震災以降、国の特例措置により国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免が続いてきましたが、平成29年に避難指示が解除された地域においては、本年度から本税(料)の1/2の課税が再開します。

特例措置に関する国の方針 — 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険 —

1. 被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除後10年程度で特例措置を終了する。
2. 急激な負担増にならないよう、複数年かけて段階的に見直す。
 ① 保険税(料)1/2減免⇒② 保険税(料)特例終了⇒③ 窓口負担(利用者負担)特例終了
 ※被災世帯でも、上位所得層は減免対象外とする。

■ 今後の予定 (上位所得層と帰還困難区域を除く)

19の行政区 平成29年 避難指示解除		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保険税(料)	減免	1/2課税	通常課税	通常課税
窓口負担	免除	免除	免除	通常負担	

長泥行政区 令和5年 避難指示解除		～令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	保険税(料)	減免	1/2課税	通常課税	通常課税
窓口負担	免除	免除	免除	通常負担	

■ 納付方法について

飯館村では税金や料金のお支払いに便利で確実な**口座振替**を推進しています。この機会にぜひ、便利な口座振替をご利用ください。金融機関での手続きが必要となりますので、税務係までお問い合わせください。

また、金融機関への払込みのほかに、コンビニエンスストア、役場窓口でのお支払い、QRコードを利用したスマートフォンアプリでのお支払い方法があります。

問 住民課税係 ☎0244-42-1615

キャッシュレス決済はこちらのサイトからも利用できます。



地方税共同機構/
地方税お支払サイト